

海上保安部長公示第6-1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、鳥羽港において、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

令和6年7月18日

鳥羽海上保安部長



鳥羽港における航泊禁止について

花火大会の開催に伴い、鳥羽港において下記のとおり船舶（鳥羽海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

ただし、本大会が実施されている場合に限る。

記

1. 期間

令和6年7月26日（金）午後8時00分から午後9時00分までの間
（予備日）令和5年7月27日（土）同時刻

2. 区域

次の各点を順次結んだ線と陸岸及び防波堤に囲まれた海面（別図参照）

A点 鳥羽港東防波堤灯台（北緯34-29-31 東経136-50-49）

B点 北緯34-29-33 東経136-50-58

C点 北緯34-29-33 東経136-51-09

D点 北緯34-29-22 東経136-51-09

E点 北緯34-29-18.3 東経136-51-04.2

F点 北緯34-29-03.6 東経136-51-04.2

G点 北緯34-29-03.6 東経136-50-49

H点 北緯34-29-05.6 東経136-50-45

3. 備考

上記区域明示のため灯浮標6基（白色4秒1閃光）が設置される。

警戒船5隻が上記海域付近の警戒にあたる。

航泊禁止区域概略図

海上保安部長公示第6-1号



● 灯浮標設置位置